

# Readout

HORIBA Technical Reports

特集 X線ではかる

August 1994 ■ No.9

---

## 新計量法における濃度計の規制について

寺西英三

Eizo TERANISHI

(Pages 85-90)

---

株式会社 堀場製作所



# 新計量法における濃度計の規制について

寺西 英三

Eizo TERANISHI

平成5年11月1日に施行された新計量法は、旧計量法を全面的に改正したものである。濃度計の規制対象機種、製造・修理の事業規制、型式承認・検定の制度、濃度計検定の合格要件となる技術基準などが、旧法と比較して、新法ではどのように変わったを中心に、その概要を解説した。あわせて、新法で新たに創設された指定製造事業者制度の要点と、新法施行に際して設けられた各種の経過措置・猶予期間の中で、とくに濃度計の規制に関して重要なものの概要を解説した。

## 1. まえがき

平成5年11月1日に施行された新計量法は、旧法及び関係政令・省令・告示等を全面的に改正したもので、各種の計量器の規制については相当大きな変化がある。

新法が目指した改革の大筋は、次の3点である。

- ①法定計量単位のSI単位化の徹底
- ②計量器の校正体系の計量法への取り入れ
- ③規制対象計量器の範囲の明確化と、規制の合理化  
(指定製造事業者制度の創設を含む)

ここでは、計量器を濃度計に限定し、③の計量器の規制関係について、新法では何がどのように変わったのかの要点を解説する。

法律の解説には、法律・政令・省令等の原文を参照することが不可欠であるが、それらの条文を文中に引用することは紙面の都合もあり到底不可能である。ごく一部の重要な条文はこの小文の中に添付したが、決して十分とは言えない。文中では関係法律、政・省令等の条項を記載するに止めているが、計量器の規制と関係ある業務に従事される方々は、是非、引用した条項の原文を参照しつつお読みいただきたい。

また、本解説をお読みいただいた上で、疑問等が生じた場合には、必ず関係法律、政・省令等の原文を確認していただくようお願いしたい。

## 2. 濃度計の規制対象機種はどう変わったか。

### 2.1 規制対象機種

新計量法で規制の対象となる計量器は、法第2条により「特定計量器」として計量法施行令(政令)で規定されることになっている。これを受けて、濃度計は、施行令第2条十七号イよりルにわたって詳しく示されている。

#### 計量法第2条 4項

この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその機造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

#### 計量法施行令第2条 17号(イ〜ル)

- 濃時計のうち、次に掲げるもの
- イ ジルコニア式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が5体積100分率以上25体積100分率以下のもの
- ロ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が50体積100分率以上のもの
- ハ 磁気式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が5体積100分率以上25体積100分率以下のもの
- ニ 紫外線式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が50体積100分率以上のもの
- ホ 紫外線式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が25体積100分率以上のもの
- ヘ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
- ト 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
- チ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計のうち、最小の目量が100体積100分率未満のもの及び最小の目量が100体積100分率以上200体積100分率未満のものであって計ることができる最高の濃度が5体積100分率未満のもの
- リ 化学発光式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が25体積100分率以上のもの
- ヌ ガラス電極式水素イオン濃度検出器
- ル ガラス電極式水素イオン濃度指示計

まず、ガス濃度計(イ〜リ)では、これらの機種は旧法では検定対象であった。旧法では、法規制の対象とする計量器は[法定計量器]とされ、濃度測定に使用し得るあらゆる原理・方式・測定対象物の濃度計が法定計量器とされ、その極く一部のみが検定対象機種とされていた。

新法では、旧法の検定対象機種のみを特定計量器としたため、法規制の対象となる濃度計の範囲は、旧法よりも著しく狭くなっている。すなわち、旧法で法定計量器であったが検定対象機種ではなかったその他の濃度計(ポーログラフ、ガルバニー電池式濃度計、原子吸光光度計、ガスクロマトグラフなど)は、すべて特定計量器から除外された。したがって、これら除外濃度計を取引・証明に使用したり、製造や修理をすることは、計量法のサイドからは特に規制は受けず、自由である。唯一つの規制は、法第8条、9条に規定された[取引・証明における法定計量単位による表示]だけである。

特定計量器では、測定の原理・方式、測定対象物質、および測定濃度範囲(一部の濃度計)が指定されており、いずれか一つでも外れる場合には、計量法の規制対象外となる。ただし、複数の測定レンジを有する濃度計は、後に述べるように注意を要する。

ガラス電極式水素イオン濃度計(pHメータ)は、同号のヌとルに規定されているように、[検出器]と[指示計]の二つの特定計量器に分けられることになった。しかし、旧法でもpHメータは[検出部]と[指示部]の二つに分けて、検定等の規制が行われていたから実質的にはそれほど大きな変化ではない。

このように、濃度計は、新たに規制を受けることになったものではなく、規制対象範囲は著しく狭くなった。したがって、濃度計に関する限り、“取引・証明に使う計量器は、必ず検定を受けたものでなければならない”という意識(旧法でもこれは厳密には正しくはなかったが)を捨て、“検定計器を取引・証明に使用するならば検定を受けたもの、あるいは、指定製造事業者の表示のあるものを使用しなければならない。”と正しく認識する必要がある。

## 2.2 規制対象となる測定濃度範囲

特定計量器として規制対象となる測定濃度範囲は、非分散形赤外線式一酸化炭素濃度計(CO計)以外は、旧法の規定と同じである。

CO計に関し、新しい規定の意味は次の通りである。

- ①最小目量が100ppm未満のCO計は、測定濃度範囲にかかわらず、すべて特定計量器として規制の対象となる。
- ②最小目量が100ppm以上200ppm未満で、測定できる最高の濃度が5%未満のCO計も特定計量器として規制

される。ただし、この場合、測定最高濃度が5%以上の時は、5%未満の測定レンジも含めて、すべて特定計量器の規制対象から除外される。(例えば、測定最高濃度が10%で、フルスケール1%のサブレンジを持つ100等分目盛りのCO計の場合、サブレンジの最小の目量は100ppmであるが、このサブレンジも含めてすべて特定計量器ではなくなる)

このように変更した理由は、新法では[目盛り]に替わって[目量]が用いられることになり、それがアナログ式では目盛り相当量を、デジタル式では最小桁のデジット相当量を意味することを考慮し、道路運送車両法の規制を受ける自動車の車検・整備用CO計を計量法の規制対象から除外するための新たな線引きのためである。

## 2.3 濃度計以外の関連計量器の規制

濃度計とともに用いることの多い排ガス・排水体積計や排ガス・排水流量計は、特定計量器ではあるが、法第16条の使用制限の適用対象外機種であり、検定対象ではない。(施行令5条)

(使用の制限)
計量法第16条1項
次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く.)は、取引又は証明における法定計量単位における計量(第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第六条の通商産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条、第十九条第一項及び第百五十一条第一項において同じ.)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。
一 計量器でないもの
二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器
イ 通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は通商産業大臣が指定した者(以下「指定検定機関」という。)が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器
ロ 通商産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第九十六条第一項(第百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ.)の表示が付されているもの
三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

## 3. 製造・修理・販売の事業規制はどう変わったか。

### 3.1 登録制から届出制へ

- (1)旧法では製造・修理・販売の事業は登録制だったが、新法では、製造・修理は事業の区分毎(濃度計はpH検出器、pH指示計、ガス濃度計の3区分)の届出制となった。(法40条、法46条、施行規則5条)
- (2)非自動はかり、分銅及びおもり、ガラス製体温計、抵抗体温計、アネロイド型血圧計以外の特定計量器の販売は届出も不要。(法51条、施行令13条)
- (3)付帯事業としての修理を届出によって行っていた販売

事業者は、修理事業を続けるためには、あらためて修理事業の届出をする必要がある。(法46条)

- (4) 車検・整備用のCO計は、旧法では検定対象からは除かれていたが、法定計量器のため、製造・修理・販売は計量法の規制を受けていた。新法では、このCO計は実質的に特定計量器から除外されたため、その製造・修理の事業も一切、計量法の規制を受けないことになった。

### 3.2 事業の届出事項及び事業者の義務

- (1) 届出事項、届出事項の変更についての届出義務等は旧法とほぼ同じである。
- (2) 届出製造事業者の他、修理事業者も検査設備、検査規程を備え、検査を行う義務が明示された。(法43, 47条, 施行規則8, 13条)

## 4. 型式承認・検定制度はどう変わったか

### 4.1 検定制度における型式承認の位置付け

- (1) 型式承認の位置付けは旧法と同じである。型式承認を受けた濃度計では、個々の検定の検査項目は原則として[器差検定]だけになる。ただし、その他の検査項目は、検定に際して、抜取的に検査されることがある。(法71条, 通達5機局714号5項[平成5年11月1日])

(合格条件)

#### 計量法第71条

- 検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。
- 一 その構造(性能及び材料の性質を含む。以下同じ。)が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
  - 二 その器差が通商産業省令で定める検定公差を超えないこと。
- 2 前項第一号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。ただし、第八十四条第一項(第八十九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の表示が付された特定計量器(第五十条第一項の政令で定める特定計量器であって第八十四条第一項の表示が付されてから特定計量器ごとに通商産業省令で定める期間を経過したものにあっては、第五十条第一項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから通商産業省令で定める期間を経過していないものに限る。)は、その検定に際しては、同号の通商産業省令で定める技術上の基準(性能に関するものであってこれに適合するかどうかを個々に定める必要があるものとして通商産業省令で定めるものを除く。)に適合するものとみなす。
- 3 第一項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、第一百零二条第一項の基準器検査に合格した計量器(通商産業省令で定める特定計量器の器差については、通商産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。

- (2) 全ての濃度計が型式承認の対象で、指定検定機関が(財)日本品質保証機構(JQA)である点は旧法と同じ。

### 4.2 型式承認申請手続き

- (1) 型式承認申請書に製造方法・製造工程に関する書類を添付することが必要になった。(検定規則30条)

(申請等)

#### 特定計量器検定検査規則第30条

- 法第七十六条第二項(法第八十一条第二項又は第八十九条第三項において準用する場合を含む。)の申請書は、様式第七による。
- 2 前項の申請書に添えて提出する試験用の特定計量器及び構造図その他の書類は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、通商産業大臣又は日本電気計器検定所が特に認める場合にあっては、次の各号に掲げる事項の範囲内で、通商産業大臣又は日本電気計器検定所が指定したものとす。
- 一 試験用の特定計量器(最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計にあっては五個まで、令第二条第十七号イからリまでに掲げる濃度計(以下「ジルコニア式酸素濃度計等」という。))及びガラス電極式水素イオン濃度指示計にあっては二個まで、その他の特定計量器にあっては三個までとする。)並びに第十二条に規定する分離することができる表示機構を有する特定計量器にあっては当該分離することができる表示機構
  - 二 試験用の特定計量器の構造図、作動原理図、製造工程図その他の試験用の特定計量器の構造、使用方法、使用条件及び製造の方法を説明した書類
  - 三 次に掲げる機能についての構造図、作動原理図その他の説明書  
イ 料金を表示する機能を有するものにあっては、その計算方法、計算機構及び表示機構  
ロ 販売時点情報管理装置その他の電子計算機と接続して使用することができる特定計量器にあっては、パルス数、定格電圧その他の接続条件及び接続方法
  - 四 型式の承認を受けた型式に属する特定計量器について軽微な変更を加えて型式の承認を受ける場合にあっては、前各号に規定するものの範囲内で、最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計に係る場合にあっては日本電気計器検定所、その他の特定計量器に係る場合にあっては通商産業大臣が指定する書類
  - 3 第一項の申請書には、当該申請に係る特定計量器が構造に係る技術上の基準に適合していることを通商産業大臣が指定する者(外国に住所を有するものに限る。)が明らかにする書面を添付することができる。
  - 4 前項の書面に係る部分について、通商産業大臣又は日本電気計器検定所が行う構造検定の方法は、当該書面の審査とすることができる。

- (2) あらゆる計量器に共通に、型式承認の有効期限5年が設けられることになった。(法83条, 施行令23条)
- ただし、延長申請は可能で、有効期限の6ヶ月前から受け付けられる。(検定規則33条)この有効期限は、製造事業者のみに対する規制であり、使用者は型式承認表示が付されている限り、有効期限後も型式承認を得たものとして再検定をうけることができる。

### 4.3 型式承認の検査項目、検査方法

- (1) 検査項目は旧法と大体同じであるが、一部追加されたものがあり、検査方法、合格基準についても変化している所がある。詳細は8項[技術基準]を参照されたい。
- (2) 型式承認申請をする場合、通産大臣が指定する者(海外に住所を有する者に限る)が技術上の基準に適合することを証する書面を付した時は、書面に係る部分については書面審査とすることができる。(検定規則30条3, 4項)
- (3) 同一型式、軽微な変更型式は、型式試験の全部あるいは一部省略される。この範囲の変更は修理時や承認申請時に重要となる。(施行規則12条, 検定規則30条2項四号)
- それぞれの範囲の判断区分は、6計研第177号「型式

の承認に関する事務取扱規則] (平成6年1月31日 工業技術院計量研究所長)にその詳細が記載されているが、旧法で用いられてきた[型式承認取得のための手引き] (平成元年4月 機械電子検査検定協会)に、同一型式、追加型式の範囲として示されているところと殆ど同じである。

#### 4.4 承認製造事業者の基準適合義務

型式承認を得た製造事業者は、承認を得たもの同一の構造・性能のものを製造する義務がある。(法80条)

具体的には次の諸点である。

- ①通産省令で定める技術基準に適合すること。(法80条)
- ②検査義務を守ること。(法43条, 施行規則5条, 8条)
- ③輸出用特定計量器の製造の届出義務を守ること。

承認製造事業者が輸出用に技術基準外のものを製造する時は、あらかじめ都道府県知事に届出ることが必要。(法80条)

### 5. 検定の合格要件

詳細は[技術基準]の項に記載し、ここでは公差と有効期間だけについて述べる。

#### 5.1 検定公差

- (1)pHメータは実質的に旧法と同じ。(8.1(3)項参照)
- (2)ガス濃度計はフルスケールの4%となり、旧法の5%より厳しくなった。

#### 5.2 検定有効期間

pHメータ検出器は1年、pHメータ指示計は3年、ガス濃度計は5年と旧法と同じである。(施行令18条)

### 6. 指定製造事業者制度とは

#### 6.1 制度の概要

本制度は新法で創設されたもので、申請によって製造事業者の品質管理状況を審査し、基準を満たす者を事業の区分に従い事業場ごとに指定製造事業者として指定する。型式承認を得た特定計量器は、初期検定を免除し、検定証印に替わる表示を付することを認める制度である。事業の区分は前述(3.1(1))と同じである。(法91条, 92条2項, 96条, 省令77号8条)

### 6.2 品質管理審査基準及び検査

- (1)ISO9002に準拠した一般的な大筋を省令で規定し、別に個々の計量器についての具体的な審査細目が定められている。(省令77号3条別表一, 省令77号3条2項)ここでは、部品・材料の購買、工程管理(外注管理を含む)、完成品管理(完成品検査を含む)、製造設備および検査設備、実地検査等の各項目について詳細な社内品質管理規程を作成し、それを遵守して製造に当たることが規定されている。[省令77号に基づく品質管理の方法の細目]
- (2)指定を申請する場合、通産大臣が指定するもの(海外に住所を有する者に限る)が基準に適合することを明らかにする書面を付した場合は、書面に係る部分の検査は書類審査とすることができる。(省令77号11条3項, 4項)
- (3)品質管理状況の検査を行うのは都道府県知事であるが、指定検定機関の調査を受け、合格書面を添付して申請する場合には、実地検査は免除される。(法91条, 93条)
- (4)審査の開始時期は、pHメータ検出器は平成6年5月1日、pHメータ指示計は平成8年5月1日、ガス濃度計は平成9年5月1日となっている。(法附則19条, 政令330号2項)
- (5)指定製造事業者は、少なくとも、[最終組立て]と[完成品検査]を自ら行うのであれば認められない。したがって、完全な[OEM]製品の指定は認められない。

### 7. 標準物質の使用はどのように変わったか。

使用方法等の制限の場合(法18条関係)

#### (1)標準ガス

旧法では単に“JIS K0055 4.2に適合する方法により調整をして使用すること”と規定されていたが、新法では、“JIS K0055 4.2に適合する方法で、標準供給に関する認定事業者が特定2次標準物質による値付けを行った標準物質を用いて、調整して使用しなければならない”と規定されている。

#### (2)pH標準液

旧法では単に“JIS Z8802 7.2.2に適合する方法で調整をして使用”と規定されていたが、新法では“JIS Z8802 7.2.2に適合する方法であって、特定2次標準物質による値付けを行った標準物質を用いて、調整して使用しなければならない”と規定されている。(法18条, 施行令9条, 施行規則3条)

## 8. 濃度計の技術基準はどのように変わったか。

主な変更点のみを次に示す。

### 8.1 pHメータ関係

- (1) 性能，検定方法についての表現は，標準液，標準液等価電圧に基づいた表現に変更された。実質的内容は旧法と大差はないが，最近急速に普及しつつある自動校正機能への対応を考慮したものである。（検定規則951-963条）
- (2) 表示の最小目量は，アナログ式は“0.2pH以下”で旧法と同じだが，デジタル式は，新たに“0.02pH以下”と規定された。（検定規則941条）
- (3) 検定公差
  - ① 検出器：起電力として1pH当たり3mV(25℃)において(検定規則923条)
  - ② 指示計：アナログ式 目量0.1pH以下；0.05pH  
アナログ式 目量0.1pHを越える；0.1pH  
デジタル式 目量0.01pH以下；0.05pH  
デジタル式 目量0.01pHを越える；0.1pH  
(検定規則953条)

### 8.2 ガス濃度計

- (1) 流量変動影響  
試験項目にガス流量の変動影響を加え“5%の流量変化に対して2%以内の計量値変化”とされた。これはJISとの整合を図ったものである。（検定規則892条）
- (2) 安定性  
旧法では“最大値と最小値の差が2%以内”だったが，新法では“最大値及び最小値と初期値との差が2%以内”とし，JISとの整合を図った。（検定規則889条）
- (3) 絶縁抵抗  
500Vを加えたときの絶縁抵抗値は，旧法では“2MΩ以上”であったが，新法ではpH指示計との整合から“5MΩ以上”となった。（検定規則894条）
- (4) 機構  
校正ガス導入口，オゾン分解処理機能，電池式の電圧許容範囲の表示機能が加えられた。（検定規則885条）
- (5) 干渉影響  
旧法と最も大きく異なる点である。（検定規則891条）
  - ① 一酸化炭素濃度計(CO計)以外は，干渉成分，濃度，干渉の限度値は，できるかぎりJISとの整合が図られている。
    - 限度値は，旧法は成分毎に値を規定していたが，新法では[含量]で規定している。
    - アンモニアは二酸化硫黄濃度計の干渉成分から除外。

● 窒素酸化物濃度計は，アンモニアの影響は，別の890条第3項で規定しており，干渉成分からは除外。

② 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計，窒素酸化物濃度計では，水分の干渉影響の検定は“窒素を温度25度で水分を飽和させたときと，50度で水分を飽和させたときとの差を計量する”と明示している。（検定規則902条）

③ 非分散型赤外線式CO計の干渉成分及びその濃度，測定最高濃度の区分は，旧法と同じになっている。理由は，次の通りである。

CO計については規制測定濃度範囲の限界はなく，証明用であれば環境大気用，固定排出源用，自動車用，トンネル用，燃焼器具検査用の総てが規制対象となる。測定濃度範囲は既に著しくオーバー・ラップしており，濃度範囲で使用目的を区別することはもはや不可能である。ところが，これらの使用目的により環境条件は大きく異なり，干渉成分の量も全く異なっている。このため，使用目的を指定しなければ干渉成分の量及び干渉影響の限度を有意義に規定できない。このことから，干渉限度値を含量で規定することと，その値をJISと整合すること以外は旧法のままの規定が残されている。（検定規則891条）

### 8.3 “軽微な修理”と“簡易修理”の範囲

使用者ができる“軽微な修理”と，製造事業者または修理事業者がしなければならないが，検定証印の破棄を要しない“簡易修理”の範囲は旧法と実質的に同じ。（施行規則10条，11条）

### 8.4 複数のレンジを持つ表示機構

各レンジごとに検定規則14条の適用を受け，特定計量器の定義に当てはまらないレンジには，“検定対象外”の表示を付する必要がある。（検定規則14条）

### 8.5 使用中検査

濃度計は，計量証明検査(法第116条)と立入検査(法第148条)がこの使用中検査に該当する。

(1) 使用中検査の項目(性能検査および器差検査)

① pH検出器は，検定規則914条の[pH7の起電力]，同916条の[繰り返し性]，同939条の[器差検査]，(検定規則936条)

② pH指示計は，同945条の[繰り返し性]および同967条の[器差検査]，(検定規則964条)

③ ガス濃度計は，同887条の[器差試験]，同888条の[繰り返し性]および同911条の[器差検査]，(検定規則908条)

(2) 合格要件(性能検査および器差検査)

- ①器差は使用公差(検定公差の1.5倍)以内であること
  - ②pH指示計の[繰り返し性]は使用公差以内であること
  - ③ガス濃度計の[器差試験]は使用公差以内で、[繰り返し性]は最高濃度の3%以内であること
- (3)濃度計は、計量証明検査および立入り検査の一部が、この“性能検査”と“器差検査”に該当する。使用中検査全体の合格要件としては、このほかに構造に係る検査(検定規則第12条から15条の各項目)に合格する必要がある。(検定規則51条)



寺西 英三  
Eizo TERANISHI, Dr. Sci.  
技術情報室技術顧問  
理学博士

## 9. 経過措置はどうなっているか。

今回の計量法改正は全面改正であったから、多数の経過措置、猶予期間が規定されている。  
特に濃度計に関しては次のような規定がある。

### 9.1 旧型式に属する特定計量器に係る

#### 基準適合義務に関する特例

旧法の型式承認を得たものは、平成5年11月1日付で新法の型式承認を得たものとみなされるが、これらは新法の技術基準に必ずしも適合しないので、法第80条の基準適合義務を満たさないことになる。(4.4項参照)

このため、濃度計では平成12年10月31日まで基準適合義務の猶予期間が認められている。この間は旧型式をそのまま製造することができる。(検定規則附則11条)

旧型式のものが、実質的に新法の技術基準を満たしていても、それを猶予期限後も製造し続けるためには、期限までに新法による型式承認を取り直す必要がある。

### 9.2 旧型式ガス濃度計の検定公差および

#### 使用公差に係る特例

旧法の型式承認表示の付されたガス濃度計は、旧法の技術基準(検定公差：5%，使用公差：7.5%)で、検定、再検定あるいは使用中検査を受けることができる。たとえば、旧法の検定を受けた濃度計は、有効期限内の再検定は、旧法の基準(検定公差：5%)で受けることができる。このことに関する期限はない。また、基準適合義務の猶予期間中に製造され、旧法の基準による型式承認表示を付した濃度計も同様である。(検定規則附則48条)

注 検定規則：通商産業省令70号 特定計量器検定検査規則 平成5年10月26日

省令77号：通商産業省令77号 指定製造事業者の指定等に関する省令 平成5年11月9日

## Regulations on Pollution Concentration Monitors in the New Measurement Law

The new Measurement Law enforced on November 1, 1998 totally revises the old Measurement law. The new law is outlined, in comparison with the old law, mainly on the scope of regulated pollution monitor, regulations on their manufacturing & repairing operation, control on the type approval and verification and technical requirements for them. Some statements are given on the new system of certified manufacturer which replaces legal initial verification by authorized organization. Also some comments are stated on temporary controls in the transition period and legally approved delay period.





